

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を1割として死亡慰謝料200万円、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められたほか、病気発覚後の期間につき重度の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立外A（以下「被相続人」という。）に係る下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	ア 日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4指針I) ⑥(重度の持病)による増額分
	イ 葬儀費用
	ウ 死亡慰謝料
	エ 逸失利益
期間	上記損害項目アについて 平成24年3月21日から平成24年6月〇日まで 上記損害項目エについて 平成24年6月〇日から令和2年6月〇日まで

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金2,608,205円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4指針I)⑥(重度の持病)による増額分	120,000円
イ 葬儀費用	150,000円
ウ 死亡慰謝料	2,000,000円
エ 逸失利益	338,205円

### 3 支払方法

(省略)

### 4 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 被相続人が平成24年6月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

## 5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年4月12日

(仲介委員 永山 在浩)